

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策

(防災訓練等への参加等)

第九条 県民は、災害の発生原因となる自然現象の特徴、予測される被害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識・技能」という。）を習得するため、防災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」という。）に参加し、並びに防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

【趣旨】

災害から生命・身体・財産を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、県民は、防災知識・技能を習得するため、防災訓練や講習への参加や、防災情報の収集に努めるものとなりました。

【説明】

「防災に関する訓練及び講習に参加し、並びに防災に関する情報を収集」

県、市町村、自主防災組織等などが主催する防災訓練や講習に参加したり、防災に関するパンフレットやホームページ、県や市町村の広報誌などを活用して防災情報を収集することが考えられます。

(指定緊急避難場所等の確認等)

第十条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所(災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。)、避難経路等及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段を確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村に対し、当該避難行動要支援者に係る災害対策基本法第四十九条の十第二項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害発生時に、慌てずに、身を守るための迅速かつ適切な行動をとれるようにするためには、あらかじめ、どこに避難するかなど、避難について準備しておくことが必要不可欠です。

そこで、県民は、本条第1項において、あらかじめ、指定緊急避難場所、避難経路、家族等との連絡手段等について確認しておくよう努めるものとなりました。

2 避難行動要支援者に対して実効性のある避難支援を行うためには、それぞれの避難行動要支援者に関する必要な情報が記載された、避難行動要支援者名簿を作成することが重要です。

この点、災害対策基本法においては、避難行動要支援者名簿を作成する際に、市町村の関係部局で把握している要配慮者に関する情報の相互利用や、関係都道府県知事その他の者に対する要配慮者に関する情報の提供を求められるため(同法第49条の10第3項・第4項)、相当程度の情報は収集することができます。

しかし、全ての情報を把握できる訳ではなく、このような情報については、避難行動要支援者による情報提供が必要です。

そこで、避難行動要支援者は、本条第2項において、当該避難行動要支援者に係る名簿の記載事項を市町村に対して提供するよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「指定緊急避難場所」

洪水、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する施設又は場所であって、政令で定める基準に適合する市町村長の指定を受けたものをいいます(災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3)。

2 「家族等その安否を確認すべき者との連絡手段」

東日本大震災では、家族の安否を確認するため帰宅した際に津波の犠牲になったケースもあるなど、災害発生直後の緊急事態では、家族等の安否を確認するための

行動が、自らの命を犠牲にしかねない状況にあります。災害用伝言サービスやSNSといった様々な手法を活用して、災害発生直後に家族等の安否を確認できれば、落ち着いて自らの生命・身体を守ることができるようになると考えられます。

3 「避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供」

名簿の記載事項のうち、避難行動要支援者に確認しなければ市町村が把握できない情報を提供することをいいます。

なお、避難行動要支援者名簿に記載された情報は、①災害発生時以外は、避難行動要支援者の同意がない限り外部に出ることはなく（災害対策基本法第49条の11第2項）、②名簿情報が提供された支援者には秘密保持義務が課され（同法第49条の13）、③市町村長も権利保護のため必要な措置を講ずる（同法第49条の12）とされており、個人情報の保護は図られます。

<参考>

災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があ

ると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(建築物の耐震対策等及び防火対策)

第十一条 県民は、地震による建築物の倒壊等から生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）、建築物の外壁等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合における家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、家具、家庭用電気機械器具等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合における火災から生命及び身体を守るため、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

1 阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きとなったことによる圧死や窒息死でした。

また、災害発生時に建築物が倒壊し道路等がふさがれると、円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に支障が発生するおそれがあります。

そこで、県民は、本条第1項において、生命・身体を守るとともに、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修、建築物の外壁等の落下を防止するための措置等を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、家具、家庭用電気機械器具の固定等を行うよう努めるものとししました。

2 関東大震災において約9割を占めた最も大きな死因は地震火災による焼死でしたが、本県でも都市部を中心に木造密集市街地が多く、地震による二次的な火災が発生しやすい状況にあります。しかし、消防法では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが（同法第9条の2）、消火器の設置は学校、病院、事業場など多数の者が利用する施設に（同法第17条、同法施行令第6条）、防災対象物品の使用は高層建築物、旅館、病院等に（同法第8条の3、同法施行令第4条の3）限られています。また、感震ブレーカーの設置に関する規定はありません。

そこで、県民は、本条第3項において、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置等を行うよう努めるものとししました。

【説明】

1 「建築物の倒壊等」

建築物が倒れて潰れる状態のほか、建築物の一部が損壊することをいいます。

2 「建築物の耐震診断及び耐震改修」

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に建築された耐震関係規定に適合しない部分の残る建築物で、違反建築物ではないもの）の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本条例では、県民の生命・身体の保護に加えて、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保を明示するなど、法律よりもより広い視野での対策を求めるものです。

3 「地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置」

いわゆる、感震ブレーカーのことで、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ等があります。

(生活必需物資等の備蓄等)

第十二条 県民は、災害が発生した場合に生命及び最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとする。

3 前各項の場合において、要配慮者の家族その他の要配慮者を日常的に援護する者（以下「要配慮者の家族等」という。）は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災などの過去の災害から得られた教訓を踏まえると、特に大規模な災害発生時には、物流・流通機能が低下し、一定期間、被災地のニーズを踏まえた物資の供給が不可能となることが予想されます。

そこで、県民は、本条第1項において、災害の発生により必要な物資の供給が途絶えた時であっても、生命や最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品などの生活必需物資やラジオなどの情報収集のための機器の備蓄や点検を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとししました。また、要配慮者の家族等は、第3項において、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとししました。

【説明】

1 「食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器」

災害対策基本法では、「食品、飲料水その他の生活必需物資」の備蓄に努めなければならないとされていますが（同法第7条第3項）、本条例では、生活必需物資の具体例として医薬品を追加するとともに、ラジオその他の情報収集のための機器の備蓄に関する規定を追加しています。

また、「その他の生活必需物資」とは、簡易トイレ、懐中電灯、衣類などが考えられます。

2 「必要に応じてこれらを点検する」

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

3 「特に必要な物資」

迅速に持ち出せる最低限の食料、飲料水、医薬品、携帯ラジオ、衣類、懐中電灯などが考えられます。

4 「当該要配慮者に特に必要な物資」

高齢者、障害者、乳幼児、食物アレルギー患者などの要配慮者が必要とする物資として、医薬品、福祉器具、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料などが考えられます。